

若狭町
教育大綱
(案)

若 狭 町

令和 年 月

I 若狭町教育大綱について

1 設定の趣旨と位置付け

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する教育大綱として、本町の教育に関する基本的な計画のために、教育、文化の振興に関する施策の理念・取組方針を定めるものです。

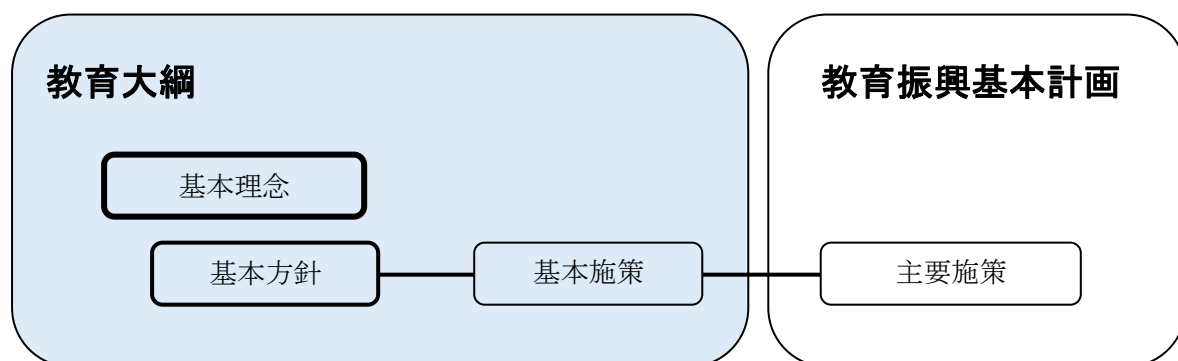
なお、教育大綱に基づき、教育委員会は、具体的な施策として教育振興基本計画を策定します。

2 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、必要に応じ、教育大綱の内容を見直すこととします。

3 教育大綱の構成



Ⅱ 目指す教育の姿

1 基本理念

自ら学び考える主体性と多様な人との協働により、「未来を拓く力」を培う自立と共生の心と、ふるさとへの誇りと愛着心を持ち、グローバルに活躍できる人材を育成する。

次に掲げる基本方針に基づき、教育行政に取り組みます。

2 基本方針

基本方針1：学校教育の充実

価値観が多様化し、個人の価値判断が優先される社会状況の中で、個人の多様性を尊重しつつ、他者と協働しながら新しい価値を創造し、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められています。

このような中で、主体的・対話的で深い学びによって、児童生徒一人一人の個性と能力を伸ばす学校教育の充実を図り、ふるさとに誇りと愛着心を持った心豊かな人間の育成に努めます。

【基本施策】

(1) 「未来を拓く生きる力」を育てる教育の推進

これからの学校教育で必要な「基礎的な知識及び技能」、「これらを活用して課題解決するために必要な思考力、判断力、表現力等」、「主体的に学びに向かう態度」の三要素をバランスよく育成していくために、一人一人の児童生徒の個性に応じた指導を重視する必要があります。指導方法や指導体制の工夫改善による「個別最適な学び」と、他者と協働しながら探究的な学習や体験活動を通じ、学んだことを主体的に生かしながら、多様な人との対話を通して新たな価値を創造していく「協働的な学び」の充実を図り、児童生徒の「生きる力」を育成する教育を推進します。

さらに、保小中高の連携を図り、就学・進学段階での円滑な接続や発達と学びの連続性の充実を図ります。

(2) ふるさとを愛し、自信と誇りを持てる教育の推進

先人が築いた歴史、伝統文化、郷土の自然等に触れる機会を多く持つことで、郷土についての理解を深め、ふるさと若狭町に誇りや愛着心が持てる心豊かな子どもたちを育成する教育を推進します。

また、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現できる能力や態度を身に付け、児童生徒が社会の一員として自信が持てるよう、勤労観、職業観及び社会性を育成する教育を推進します。

(3) 社会の変化に対応した教育の推進

グローバル化の進展により国際社会を生き抜く人材育成のため、外国語教育を通じたコミュニケーション能力の育成を図るとともに、異国文化に対する理解を深める国際理解教育を推進します。

また、ICTの発展によりこれからの超スマート社会を生き抜く人材育成のため、GIGAスクール構想による1人1台のタブレット端末を活用した学習に取り組みます。これまでの学校教育の実践とICTを最適に組み合わせることにより、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教育を推進します。

さらに、持続可能な社会を創造する担い手を育成するため、人権、環境、貧困、平和など現代社会の様々な課題に目を向け、解決するために一人一人ができることを考えるSDGs学習を推進します。

(4) 誰もが安全・安心で楽しく学べる教育

子どもの貧困、いじめや不登校問題、また、事件、交通事故や災害に巻き込まれるケースがあることや新型コロナウイルス感染症などの新たな感染症に対する対応など、児童生徒を取り巻く問題が全国的に大きな課題となっています。いじめ、不登校問題は、様々な要因が絡み合っているため解決が難しいケースも増えてきています。関係機関との連携を密にしながら、早期の段階での適切な対応の実施など、個々に応じた支援体制を充実するとともに、事件や事故、災害に巻き込まれないように日常的に危機管理意識を持つことが必要です。児童生徒が自らの命を守る実践力を養うなど、児童生徒が安全安心で、楽しく学べる教育を推進します。

また、特別支援教育や個別な配慮を必要とする児童生徒が増加傾向にある中、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の下、共に学ぶことができるインクルーシブ教育の構築の一層の推進を図ります。

基本方針 2：地域力を高める教育の充実

I C Tの急速な進展、少子化、核家族化などにより青少年を取り巻く環境が大きく変化しています。青少年の社会的自立の遅れ、地域における対人関係・連帯感の希薄化、活動の担い手不足など、家庭や地域での教育力や育成意識の低下などの諸課題が顕在化しています。町民が生涯を通じて生き生きと暮らし、互いに学び合うことのできる町を実現するため、地域の豊かな自然や文化などの地域資源を活用し、さまざまな学習機会を提供するとともに、子どもたちの健全育成を支える基盤をつくり、地域活力の向上に努めます。

【基本施策】

(1) 家庭教育環境の充実・支援

家庭教育を支える地域社会の希薄化、家族形態やライフスタイルの多様化が進む中、家庭における教育力の充実が求められています。望ましい生活習慣、社会的ルールやマナー、情報モラルを身に付けるため、家庭と地域が一体となった取組の充実を図ります。

また、全国的に児童虐待が問題となっている中、虐待の予防と虐待を受けた子どもの自立支援について、学校、家庭や関係機関と連携強化を図ります。

(2) 次代を担う青少年の健全育成

スマートフォンをはじめとする情報端末機の普及により、青少年の心と行動が見えづらくなっており、特にSNS等のネット上のトラブルが懸念されています。実態に応じた指導など、学校、家庭、地域や関係機関が連携して、青少年の成長を支え、育てる取組を充実していきます。

また、子ども会などの団体活動の支援や中高生を中心としたジュニアリーダーズクラブの参画による「子どもの手による子どもの活動」を支援することにより、子どもたちが様々な活動に参加しやすい環境を整え、自主性・自律性を養うとともに、仲間とのコミュニケーションの中で互いに協力する大切さを学ぶなど、生きる力の基礎となる能力の育成を図ります。

さらに、国際交流を推進し、異文化への理解を深め、心身ともに鍛えながら社会性、協調性、積極性を養い、生きる力を育む活動を充実していきます。

(3) 人権教育の推進

全ての町民が地域社会の一員として、互いに信頼し合い、尊重し合い、助け合いながら充実した生活を送ることができるために、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて人権教育を推進し、人権尊重の理念に対する町民の理解を深め、他者を思いやる豊かな人間性の育成を図ります。

(4) 公民館を活用した学習機会の充実と地域リーダーの育成

中央公民館（リブラ若狭）を拠点とし、誰もが生涯を通じて時代に即した学習が行えるよう情報を発信し、学習の機会を提供します。

また、地区公民館を中心に、より多くの人たちの地域活動への参加を促し、地域の活性化、課題解決や住民の交流促進を進める事業を支援し、地域に必要なリーダーを育成します。

さらに、地域づくりに資する団体、働く世代、子育て世代などあらゆる世代が公民館を気軽に利用できるような公民館を目指します。

基本方針3：文化の継承と人材の育成

本町には海・湖・山・川などの多彩で豊かな自然遺産、また日本遺産にも認定された先人の営みの証としての多くの文化遺産があります。それらの遺産を現在の視点でとらえ直し、共生と循環の思想に基づき、郷土の歴史や文化を尊重する心を育成することで、歴史と文化の継承を図ります。

また、文化芸術活動による町民の交流と地域の活性化を促進するとともに、文化芸術が持つ社会包摂機能を活かし、多様性を尊重し広い視野を持つ人材の育成を図ります。

【基本施策】

(1) 自然遺産を活かした共生と循環の環境学習の推進

国指定名勝・ラムサール条約登録湿地である三方五湖をはじめとする

さとやまきとうみ
里山里海湖において、自然の保全や再生の取組を推進するとともに、縄文文化が語る「共生と循環」を基本としながら、学校や地域、関係機関と連携して環境学習を推進します。

(2) 歴史文化遺産の保存と活用による学習の推進

本町には我が国を代表する縄文や古墳時代の史跡や、日本遺産としての鯖街道、重要伝統的建造物群保存地区の熊川宿など、数多くの歴史文化遺産があります。これらの遺産を後世につなぐための文化財の保存修理や史跡等の復元整備及び体験活動等を通じて、ふるさとの歴史学習を推進します。

また、地域に伝わる伝統文化は、地域のコミュニティの核となっていることから、伝統文化の保存継承に向けた郷土学習を支援します。

(3) 文化芸術活動の推進・支援

身近な場所で文化芸術に触れ、親しむことができる機会を提供し、多くの町民が優れた文化芸術を体感する中で、感性や創造性を磨き、心豊かな人間性を育む「鑑賞教育」の充実を図ります。

また文化芸術活動を通じ、新しい芸術文化の創造と新たなコミュニティの形成を図るとともに、民間活力を活かし、地域の文化芸術の継続、発展を推進します。

(4) 図書館活動の推進

読書を通じて、読解力、想像力、思考力などの生きる基礎力を養うことを目的に、多くの町民が本と親しみ、読書習慣を身に付けていくとともに、生涯にわたった学びの機会を充実させるため、学校をはじめ、家庭、地域と連携しながら、読書推進活動を支援していきます。

基本方針4：スポーツ活動の振興、健康づくり・体力づくりの推進

運動やスポーツに親しみ、身体的能力の基礎を養う活動を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育て、健康で生きがいのある豊かな人生を過ごすために、健康の保持増進と体力の向上を図る取組を推進します。

また、誰もが気軽に参加でき、継続して取り組むことができるスポーツ活動を支援するとともに、スポーツを支える環境づくりや、競技力向上を目指す町民への支援を図ります。

【基本施策】

(1) 児童生徒の体力・運動能力の向上

子どもの時期から運動やスポーツに親しみ、身体的能力の基礎を養う活動が重要であり、学校体育を通じて、心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験、健康、安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を育成します。

また、中学校部活動では競技経験や指導経験の少ない教職員が顧問を担当することがあるため、外部指導者の育成や地域クラブとの協力など、持続可能な部活動の推進を図ります。

(2) スポーツに親しめる環境づくり

町民が身近な場所で気軽にスポーツを楽しみ、健康づくり、体力づくりや地域での交流を図ることにより、子どもから高齢者まで生涯を通じて日常的にスポーツに親しめる環境づくりを推進します。

また、スポーツ少年団や各種競技団体など子どもを育成する団体は、児童期におけるスポーツをする喜びと、自発的な運動やチームワークの醸成、各種大会を通じた交流活動など、子どもの成長に大きな役割を果たしているため、指導者の養成や団体活動の継続的な支援をしていきます。

(3) 競技力を高めるための環境づくり

スポーツ競技における地元選手や地元チームの活躍は、町のスポーツ振興や活性化につながります。競技スポーツ団体の強化・支援を推進するとともに、全国で活躍するスポーツ選手やプロ選手などによる技術指導などを通じて、選手の競技意識や競技力の向上を目指し、全国で活躍できる人材の育成を図ります。